



会報 白山商工会議所



能登半島地震被害へ支援の動き

石川県商工会議所青年部連合会で対策本部を立ち上げ、1/4～6に支援物資を募り、白山 YEG メンバーをはじめ、有志が被災地へ届けました。



白山商工会議所では、義援金を募っております。詳細は14頁をご覧ください。

2024

2

vol.228

委員会・部会だより……………2	当会議所取扱融資状況・会議所の動き…………… 12
青年部だより	LOBO調査…………… 13
藤枝商工会議所を知ろう!! (第88回) ……3	セミナー・個別相談情報…………… 15
支援策紹介……………4	会員紹介コーナー ムロノ電気…………… 16
令和6年度税制改正のポイント ……8	今月のあさがおさん…………… 16
今こそ!! 健康経営…………… 10	
ハローワーク白山所長がお話します! …… 11	

委員会だより

人材育成委員会
カーボンニュートラル実践セミナー

中小企業が取り組む意義とは

人材育成委員会は十二月十九日(火)、カーボンニュートラル実践セミナーを開催し、十七名が参加しました。セミナーでは、講演会と事例発表の二部構成により、「中小企業が取り組むカーボンニュートラル」と題して、それぞれご講話いただきました。

第一部 講演会

講師 友田和幸 氏

(独)中小企業基盤整備機構北陸本部 中小企業アドバイザー

カーボンニュートラルの概要や世界と日本の実情などについてご講話いただきました。

環境や社会へ配慮した企業活動が金融機関や投資家の評価に繋がるこ



とから、今後は取り組まないこと自体がリスクになるとしました。また、取組企業は融資条件の優遇が受けられるなどの機会も増えており、日本でもカーボンニュートラルの取組みに関するSBT認定取得企業が八カ月で二五〇社程度増加していることから、関心の高まりが伺えるようになりました。

友田氏は、まずは出来る範囲での省エネ活動に取り組むことが重要であると、照明を適正照度で管理するほかLED照明への切替え、ショーケースの温度管理を徹底することなどが挙げられました。

中小機構 カーボンニュートラル相談窓口
TEL 〇七六-二三三-五五四六

第一部 事例発表

発表者 多田一男 氏

(株)ピーピングホールディングス サステナビリティ推進室長

気候変動の影響や会社概要、自社での取組みを通じて感じたことについてご講話いただきました。

CO2濃度の上昇は温室効果をかめ、熱波や干ばつ、水害などほぼ全ての天災に影響するとし、気候変動対策の後退国である日本は、世界からより高いレベルの取組みが求められているとしました。

青年部だより

臨時総会・次年度役員を選出

一月二十六日(金)当所青年部(徳田祐介会長)は白山商工会議所研修室にて令和五年度臨時総会を開催しました。

総会では、上程された左記の議案について審議が行われ、原案通り承認されました。

上程議案

第一号議案 令和六年度 役員選任について

令和六年度役員の方々(敬称略)

- 会長 藤田 智樹 (株)フジタ
- 直前会長 徳田 祐介 (有)徳田商会
- 筆頭副会長 林 勇吉 林板金店
- 副会長 若島 聡 (株)共和建設
- 副会長 西田 敬志 (株)宮西計算センター
- 副会長 宮本 哲志 (株)あめぜん
- 理事 高森 絢子 (株)大西組
- 理事 大西 栄治 (株)大西組
- 理事 木村 典勝 (株)ムツミ
- 理事 前越 雅春 (株)前越電化社
- 理事 茶林 祥平 シーオオフィス
- 理事 池元 勝 (株)池元
- 理事 木下 恭佑 (有)キノシタROOF

- 理事 村田 康人 (株)新井組
- 監事 中西 喜昭 (株)中西造園
- 監事 佐野 修人 (株)ピア・エージェンツ



青年部会員募集中!!
一緒に活動しませんか?

■資格 白山商工会議所会員事業所の
経営者又は従業員
男女不問 50歳未満の方

■入会金 10,000円

■年会費 36,000円(加入月割り)

■問合せ 青年部事務局 TEL 276-3811

☆お気軽にお問合せください☆

友好コーナー 藤枝商工会議所を叩ろう!! 第88回

藤枝商工会議所 若手職員業務改善チームの
取り組みを関東商工会議所連合会に紹介しました!

藤枝商工会議所の会員サービスの資質向上と業務の効率化を図るために、若手職員で発足した業務改善チームが関東商工会議所連合会に、業務のIT化に向けた取り組みや業務改善チームの取組内容を紹介しました。

また、業務効率化に取り組むことにより、職員のモチベーションが向上し、日々の業務に対する課題意識が高まったことを説明しました。

連合会から特に組織全体にITツールを使った業務が行き届いていることが高く評価されました。



関商連スタッフを囲んで説明

また、自社での取組内容としてFCV車の導入や配送ルート最適化などにより、CO2の削減及び業務効率化を図っている他、従業員に安全・省エネ運転の教育を行い、「エコワングランプリ」と名付けて優良ドライバーを表彰するなどドライバーの安全・省エネ意識の向上から5%の燃費向上を実現し、従業員のエンゲージメント向上にもつながっているとしました。

多田氏は、現場責任者や担当スタッフが構成されるワーキンググループを設置し、グループがリーダーシップを発揮しながら会社全体の価値観・ベクトルを合わせていくことで円滑に取組んでいけるとしました。



部会だより

サービス業部会

新年役員会 講話

令和六年二月一日(木)、サービス業部会(坂上裕宣部会長)は、四季彩Riccaにおいて、新年役員会を開



講師をつとめる中氏

サービス業部会では、コロナ禍の中で行われた意見交換会以降、同じ部会内に様々な業種を含むという特質を活かすべく、講話の機会を設けています。

中氏の講話は、あさがおテレビの概要から、市役所時代に担った事業の話まで、多岐にわたる、なかでも、もうすぐ開業を迎える西松任職と、トレインパークの裏話など、当事者ならではの話を聞くことが出来、参加者は有意義なひとときを過ごしました。

融 資

令和6年能登半島地震特別貸付 (日本政策金融公庫金沢支店国民生活事業 TEL0570 - 045 - 202)

- 対象者 ①被災4県に事業所を有し、直接被害を受けた中小企業者
②①の事業活動に依存し、間接被害を受けた中小企業者
③今般の地震の影響により、業況が悪化している中小企業者
- 金 利 ①の方 当初3年間は所定の金額を限度に、災害金利▲0.9%、貸付後4年目以降は災害金利▲0.5%
②の方 災害金利
③の方 基準金利 (中小企業者の状況により変動)
- 融資限度額 ①及び②の方 (国民事業) 上乗せ6,000万円、(中小事業) 3億円
③の方 (国民事業) 別枠4,800万円、(中小事業) 7.2億円
- 貸付期間 設備資金 20年以内、運転資金 15年以内 (据置期間5年以内)

信用保証による資金繰り支援 (石川県信保証協会 TEL222 - 1550)

- 災害関係保証、セーフティネット保証4号により、一般保証とは別枠での保証枠の利用が可能です。
○伴走が支援型特別保証の利用に必要な計画提出の猶予等があります。
○ゼロゼロ融資等のリスク時の保証料の補助 (リスク時に係る追加保証料負担ゼロ) があります。

雇用調整助成金の特例 (石川労働局職業安定部職業対策課 TEL265 - 4428)

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金の一部を助成する制度です。今回の能登半島地震の発生に伴い、以下の特例措置を実施しています。

【特例措置の内容】(地震に伴う経済上の理由により休業、教育訓練(以下「休業等」)又は出向を行う事業主が対象です。)具体的には、休業等又は出向の初日が令和6年1月1日から令和6年6月30日までの間にある場合、以下の措置を講じます。

- 生産指標の確認期間を3か月から1か月に短縮します。
- 最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象とします。
- 地震発生時に事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象とします。
- 計画届の事後提出を可能とします。
- 過去に雇用調整助成金を受給していた事業主に対する受給制限を廃止します。
- 雇用保険被保険者期間が6か月未満の労働者についても助成対象とします。
- 助成率を引き上げます。(大企業1/2から2/3、中小企業2/3から4/5に引き上げます。)
- 休業等規模要件を緩和します。(大企業1/15→1/30、中小企業1/20→1/40)
- 支給日数を延長します。(「1年間で100日」から「1年間で300日」に延長)
- 残業相殺制度を撤廃します。

国税の申告・納付期限の延長等について

- ①国税に関する申告・納付等の期限の延長、②所得税及び復興特別所得税の全部または一部を軽減、③納税の猶予

国税庁 令和6年能登半島地震に関するお知らせ



<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/saigai/r6/noto/index.htm>

令和6年能登半島地震に関する支援金・補助金などの最新情報は下記の中小企業庁、石川県のHPをご確認ください。

中小企業庁 令和6年能登地震関連情報



https://www.chusho.meti.go.jp/saigai/r6_noto_jishin/

石川県 令和6年能登地震に関する情報



<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/saigai/202401jishin.html>

令和6年能登半島地震により被害を受けた事業者の皆様への支援制度

経営支援課
☎ 276-3811

令和6年2月9日現在

このたびの「令和6年能登半島地震」により亡くなられた方々、そのご家族、ご親族、関係者の皆様に対しまして、謹んでお悔やみを申し上げますとともに被災された皆様へ心からお見舞いを申し上げます。また、大変な状況の中で懸命に復旧活動にあたられている皆様に対し、心から感謝申し上げます。

白山商工会議所としても、早期の事業再建、再開はもとより、販路拡大や地域振興などに向け支援をまいります。

特別相談窓口の設置 (白山商工会議所 TEL276 - 3811)

令和6年能登半島地震により災害を受けた当商工会議所会員及び白山市内の事業者の支援を行うため、「令和6年能登半島地震による特別相談窓口」を設置しております。支援制度や補助金、融資などについてご相談ください。

補 助 金

なりわい再建支援補助金 (ワンストップコールセンター TEL0120 - 330 - 950)

- 対象者 石川県、富山県、福井県、新潟県に所在する、令和6年能登半島地震の被害を受けた中小企業・小規模事業者等
- 補助率 ・中小企業・小規模事業者：3/4以内、一部定額補助
・中堅企業等：1/2以内、一部定額補助
- 補助上限 ・石川県内の事業者：15億円、一部5億円まで定額補助※
※過去数年以内の被災かつ復興途上である等の要件を満たす場合
- 対象経費 工場・店舗などの施設、生産機械などの設備の復旧費用等
※特例として令和6年1月1日の能登半島地震による災害発生以降で、交付決定の前に行われた事業に要する経費についても、適正と認められる場合には補助金の対象となります。
- 公募開始 2月下旬

小規模事業者持続化補助金 (災害支援枠) (白山商工会議所 TEL276 - 3811)

- 対象者 令和6年1月能登半島地震で、以下のいずれかの被害を受けた小規模事業者
①直接的な被害 (自社の事業用資産が直接的な被害を受けた事業者)
②間接的な被害 (令和6年1月及び2月の任意の1か月の売上が、前年同期と比較)
- 補助率 2/3以内
- 補助上限 ①直接被害事業者：200万円
②間接被害事業者：100万円
- 対象経費 機械装置費等、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費 (オンラインによる展示会・商談会等を含む)、旅費、新商品開発費、資料購入費、借料、設備処分費、委託・外注費、車両購入費
- 受付締切 2月29日 (木)

罹災証明書・罹災届出証明書 (白山市総務部資産税課 TEL274 - 9524)

自然災害により住家、倉庫、カーポート等に被害があった場合に、罹災証明書または罹災届出証明書を交付しています。

○罹災証明書 原則、被災から2ヵ月以内の住家を対象とし、自然災害により被災した住家の被害の程度 (全壊、半壊、一部損壊等) を現地調査の上、証明するものです。

○罹災届出証明書 住家のほか、倉庫、車庫等の非住家やカーポート等の構築物についても対象となります。また、住家であっても、被災から2ヵ月以上経過している場合は、こちらの証明書を交付します。

専門家派遣制度のご案内 経営課題の解決の為に専門家を派遣します

● 経営力強化総合支援アドバイザー派遣事業

皆様の課題やニーズに応じて、適切な専門家の選定や最適な派遣回数の設定など、専門事業全体をコーディネートしますので、まずは日々の事業活動の悩みをお気軽にご相談ください。

【派遣対象】 白山商工会議所会員

白山商工会議所管内に事業者を有する中小企業及び創業予定者

【活用事例】 新分野進出や新商品を開発したい

ウェブの強化や、新規取引先を開拓したい

生産性向上による収益完全に取り組みたい

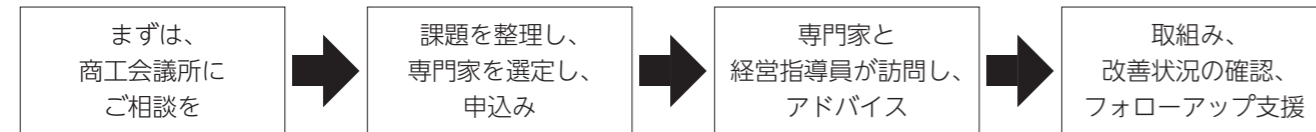
アフターコロナ後の市場変化を踏まえ、経営計画を見直したい。

【企業負担】 無料

【派遣回数】 以下の企業は上限無し（その他の企業は3回まで）

①売上減少企業、②再生支援案件、③事業承継案件、④粗利減少企業、⑤仕入単価高騰企業、⑥賃上企業、⑦創業予定者

【外部専門家派遣の流れ】



〈問合せ先 白山商工会議所 TEL 276-3811〉



金融(融資)のご案内 資金繰り対策の融資制度です

● 金融(融資) 詳しい内容や条件は当所の経営指導員までお問合せください。



新型コロナウイルス感染症対策融資

※利率は令和6年2月1日現在

制度名	コロナマルケイ (国)	コロナ特貸 (国)	物価高騰対策等総合支援特別融資 (県)	コロナ借換融資 (県)
融資限度額	1,000万円	8,000万円	1億円	8,000万円
利率	当初3年間0.9% (4年目から1.20%)	基準金利 (当初3年間基準金利より▲ 0.5%引下げ)	1.00%以内	固定1.00%以内 (10年以内) 変動1.15%以内 (10年超)
融資期間 (据置期間)	運転20年 (5年) 設備20年 (5年)	運転20年 (5年) 設備20年 (5年)	10年 (5年)	15年 (5年)
売上減少要件	5%以上	5%以上	5%以上	3%以上
担保・保証	無担保・無保証	無保証	信用保証必須 (保証料免除)	信用保証必須

主な公的融資制度

※利率は令和6年2月1日現在

制度名	マルケイ (国)	小口零細融資 (県)	地域商工業活性化融資一般分 (県)	中小企業経営安定支援資金 (市)
融資限度額	2,000万円	2,000万円	5,000万円 (特認2億円)	1,500万円 (運転) 2,000万円 (設備) 3,500万円 (特認)
利率	1.20%	1.70%	1.80%以内 (付保1.40%) ※10年超は変動金利	1.55%以内 (運転) 1.70%以内 (設備)
融資期間 (据置期間)	運転7年 (1年) 設備10年 (2年)	運転5年 (1年) 設備7年 (1年)	15年 (2年)	運転7年 (1年) 設備10年 (2年)
担保・保証	無担保・無保証	無担保・信用保証必須	金融機関の取り扱い	金融機関の取り扱い

支援策紹介

経営支援課 ☎ 276-3811

補助金のご案内 商工会議所がお手伝いします。お気軽にご相談ください。

● 小規模事業者持続化補助金 第15回 公募受付締切 [令和6年3月14日(木)]

持続的な経営に向けた経営計画に基づく、小規模事業者等の地道な販路開拓等の取り組みや、業務効率化の取り組みを支援するため、それに要する経費の一部を補助するものです。

	通常枠	賃金引上げ枠	卒業枠	後継者支援枠	創業枠	インボイス特例
要件	経営計画を作成し販路開拓等に取組む小規模事業者	事業場内最低賃金を地域別最低賃金より30円以上引き上げる小規模事業者	雇用を増やし小規模事業者の従業員数を超えて事業規模を拡大する小規模事業者	アトグ甲子園のファイナリスト等となった小規模事業者	産銀法に基づく「認定市区町村による特定創業支援等事業の支援」を受けた小規模事業者	免税事業者から課税事業者に転換
補助上限	50万円	200万円	200万円	200万円	200万円	各申請枠に一律補助上限50万を上乗せ
補助率	2/3	2/3 (賃金引上げ枠のうち赤字事業者は3/4)	2/3	2/3	2/3	

対象経費 機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費（オンラインによる展示会・商談会を含む）、旅費、開発費、資料購入費、雑務費、借料、設備処分費、委託・外注費
税理士等への相談・コンサルティング費用

〈補助金事務局 TEL 03-6632-1502〉

● 白山市起業家支援補助金

起業しやすい環境を整え、持続可能な地域経済の発展を推進するため、白山市内において新たに事業所を建築又は活用して事業を開始する起業家に補助金を交付します。

- 対象者 1. 白山市に主たる事業所があること
2. 会社または市内在住の個人事業主であること
3. 申請時点で事業開始してから1年未満であること
- 補助金額 基本額：対象経費の2分の1（上限30万円）
加算額：若年者（40歳未満）上限20万円/白山ろく地域上限120万円（併用不可）
- 対象経費 事務所や店舗等の開業に必要な次の費用（消費税等を除く）
工事費（建築、改修）、購入費（事務所・店舗、機械設備・備品）
最大12か月分の賃借料（事務所・店舗、土地、機械設備・備品、移動店舗）

〈問合せ先 白山商工会議所 TEL 276-3811〉



デジタル化の活用支援

● みらデジ

みらデジは中小企業庁による中小企業者向けデジタル化支援ポータルサイトです。「みらデジ経営チェック」「みらデジリモート相談」など、事業者の皆さんのデジタル化の経営課題を解決します。全て無料で利用できますので、是非ご活用ください。
〈問合せ先 みらデジ事務局 TEL 03-6825-3104〉

● いしかわデジタル化推進アドバイザー派遣事業

事務部門の効率化やITを利活用した経営の改善、ペーパーレス化、システム導入に向けた課題など、デジタル化に取り組む県内企業の課題解決に向けて、外部専門家を派遣し継続的な診断・助言を行うことを通じて、企業の発展・成長を促進することを目指します。

〈問合せ先 ISICO 設備導入支援課 TEL 267-1174〉

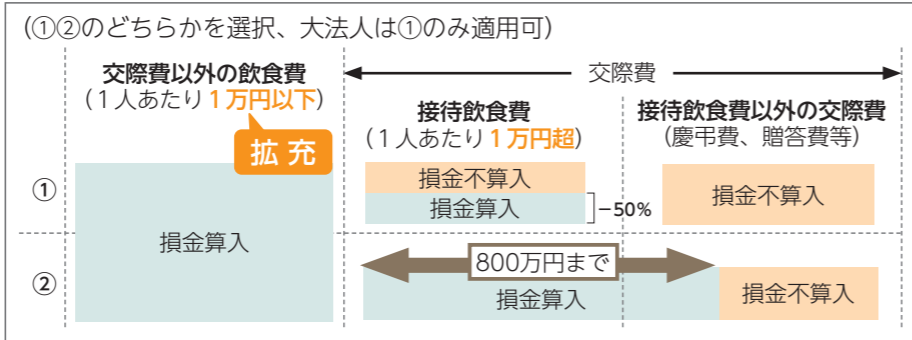
II. 中小企業の自己変革への挑戦を後押しする税制 (続き)

5. 交際費課税特例の延長 (3年)・拡充 (飲食費上限の引上げ (1万円))

- ▶ 交際費を800万円まで全額損金算入できる中小企業向けの特例措置が3年延長
- ▶ 交際費から除外される飲食費 (1回1人あたり) の上限5,000円が**倍額となる1万円**に引上げ



- 現行の5,000円から大幅拡充。2006年に定められて以来変更なく、**18年ぶりの改正**!
- 商工会議所は2010年から要望しており、**長年の要望が遂に実現**!
- 今後、使う側である企業自身が、従来の5,000円を基準とした**社内規定や慣例を変えることが重要**



6. 少額減価償却資産の損金算入特例の延長 (2年)

- ▶ 30万円未満の減価償却資産を取得した場合、年間合計300万円までを限度に、即時償却 (全額損金算入) が可能な措置が2年延長

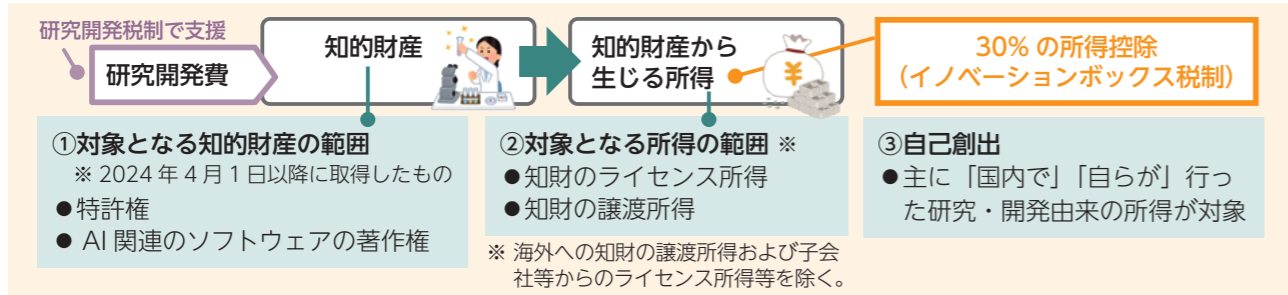


7. 商業地等に係る固定資産税の負担調整措置・条例減額制度の延長 (3年)

- ▶ 地価の急激な変動に伴う固定資産税への影響を緩和する措置 (負担調整措置)、および地方自治体の条例によって固定資産税負担の上昇を抑制する制度 (条例減額制度) が延長

8. イノベーション拠点税制 (イノベーションボックス税制) の創設 **新設**

- ▶ わが国のイノベーション拠点の立地競争力を強化する観点から、国内で自ら研究開発した知的財産権 (特許権やAI関連のプログラムの著作権) から生じる所得に減税措置を適用する制度
- ▶ 所得控除率は30%。措置期間は7年 (2025年4月1日施行)



9. 地域未来投資促進税制の拡充

- ▶ 地域経済に大きな波及効果をもたらす成長志向の中堅企業 (※) の設備投資を促進するため、中堅企業枠を創設し、税額控除率を最大6%に拡充 (※) 産業競争力強化法において規定

10. 地方拠点強化税制の延長 (2年)・拡充

- ▶ 本社機能の地方への移転や地方における拠点強化を行う事業者に対する減税措置が2年延長
- ▶ 税制の対象となる施設を拡充 (インサイドセールス部門やオフィス内に整備する保育施設等)

III. その他税制

11. 大企業の減資等による“外形標準課税逃れ”に対する措置

商工会議所の強い要望により、**現在、外形標準課税の対象外である中小企業 (およびその子会社) は、引き続き対象外!**

見直し① (大企業の減資対策) 2025年4月施行 ※公布日以降施行日までの減資も対象

- 現行の資本金1億円基準は維持
- 前事業年度に外形対象の法人は、資本金1億円以下になっても、資本金+資本剰余金が10億円超の場合は外形対象

見直し② (大企業の分社化対策) 2026年4月施行

- 資本金+資本剰余金が50億円超の外形対象法人の100%子会社のうち、資本金1億円以下で、資本金+資本剰余金が2億円超は外形対象

12. 所得税・住民税の定額減税

- ▶ 2024年6月以降の源泉徴収・特別徴収等により、1人につき所得税3万円、個人住民税1万円の減税

13. 防衛力強化に向けた財源確保

- ▶ 防衛費の増税 (法人税・所得税・たばこ税) について2025年の増税は見送り

全国 515 商工会議所・125 万事業者の力で実現!

(2023年12月14日現在の情報を基に作成)

日本商工会議所

令和6年度 税制改正のポイント 速報

- 特例承継計画の提出期限の延長 (2年)
- 賃上げ税制における繰越控除措置 (5年) の創設
- 交際費から除外される飲食費上限の引上げ (1万円) など、**商工会議所の要望が数多く実現!**

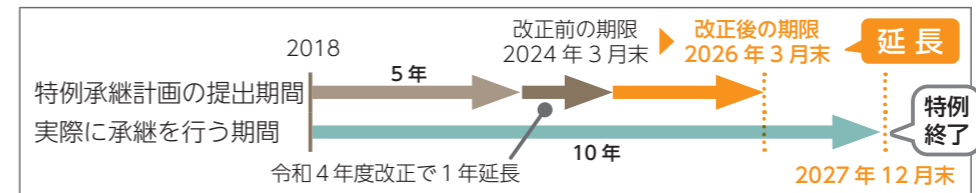


日商「税制改正 特設サイト」▶

I. 円滑な経営承継・事業継続に資する税制

1. 事業承継税制 (特例措置) における特例承継計画の提出期限の延長 (2年)

- ▶ 特例措置を活用するための前提となるエントリーシート (特例承継計画) の提出期限が2年延長、新たな提出期限は2026年3月まで。一方で、実際に承継を行う期間である2027年12月末については、「今後とも延長を行わない」旨が明記された



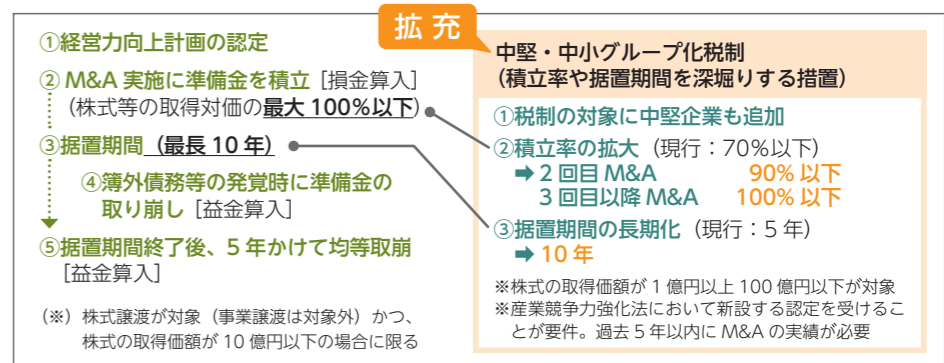
事業承継税制 (特例措置) とは
先代から自社株を贈与・相続するときの税負担が100%猶予 (一定要件を満たすと免除) される制度。10年間の時限措置



制度の紹介チラシ▶

2. 経営資源集約化税制 (中小企業事業再編投資損失準備金) の延長 (3年)・拡充

- ▶ M&A実施後のリスクに備えるため、M&A実施時に投資額の一定比率の金額を損金算入できる措置が3年延長
- ▶ 中堅・中小企業によるグループ化に向けた複数回のM&Aに対し、積立率や据置期間を深掘りする新たな枠を創設



II. 中小企業の自己変革への挑戦を後押しする税制

3. 中小企業向け賃上げ促進税制の延長 (3年)・拡充 (繰越控除 (5年) の創設)

控除上限: 法人税額等の20%

- ▶ 特例措置を3年延長するとともに、賃上げの裾野をさらに広げるため、**繰越控除措置 (5年)** が創設

- 税額控除の繰越控除期間としては**過去最長!**
- 商工会議所は、繰越控除措置の導入を昨年からの要望しており、今年実現

- ▶ 教育訓練費の上乗せ措置の要件緩和
- ▶ 仕事と子育ての両立支援等に取り組む企業への上乗せ措置の創設

- 控除率が**最大45%**に拡大 (現行40%)

	中小企業 (資本金1億円以下)	
	要件	控除率 (最大45%)
基本	雇用者全体の給与総額増加率 + 1.5%以上	給与増加額 × 15%
繰越控除措置	繰越期間5年 新設 (※1)	
上乗せ① (賃上げ)	対前年度 + 2.5%以上	+ 15%
上乗せ② (教育訓練費)	対前年度 +5%以上 (現行+10%以上) 緩和	+ 10%
上乗せ③ (両立支援等)	「くるみん」または「えるぼし2段階目」の認定を受けた企業は +5%上乗せ 新設	

(※1) 繰越税額控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り、適用可能

(※2) 新たに「当期の給与総額の0.05%以上」が要件として追加

4. 中堅企業向け賃上げ促進税制の創設 **新設**

- ▶ 賃上げ促進税制の中に、従業員数2,000人以下を対象とする**中堅企業枠**を創設
- ▶ **継続雇用者**の給与総額増加率+3%以上で**税額控除10%** (+4%以上で**税額控除25%**)

ハローワーク白山 所長がお話します！

キャリアアップ助成金（社会保険適用時処遇改善コース）の活用をお願いします！ No.28

ハローワーク
白山所長
杉野 好章

今回は令和5年10月から新設されたキャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」についてお話ししたいと思います。

パート・アルバイトで働く方の中には、手取り収入が減ることを避けるため、働きたいのに一定の水準以上は働くことを控える方が生じる、いわゆる「年収の壁」について長年指摘されてきました。

これを克服するため、キャリアアップ助成金の新規コース創設、配偶者手当の見直し促進など、「年収の壁・支援強化パッケージ」をスタートしました。

キャリアアップ助成金は、有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用労働者のキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。正社員化コース、賃金規定等改定コースなど6つのコースで構成されていました。

新たにコースを設けることにより、労働者が壁を意識せず働くことのできる環境づくりを後押ししていきます。

(1) 手当等支給メニュー

事業主が労働者に社会保険を適用させる際に、「社会保険適用促進手当」の支給等により労働者の収入を増加させる場合に助成します。

	要件	1人当たり助成額
1年目	①賃金の15%以上を追加支給（社会保険適用促進手当など）	20万円
2年目	②賃金の15%以上を追加支給（社会保険適用促進手当など）3年目以降、③の取組	20万円
3年目	③賃金の18%以上を増額	10万円

※ 大企業の場合は3/4の助成額

◆社会保険適用促進手当とは？

短時間労働者への社会保険の適用を促進するため、労働者が社会保険に加入するにあたり、事業主が労働者の保険料負担を軽減するために支給するものです。

(2) 労働時間延長メニュー

所定労働時間の延長により社会保険を適用させる場合（または社会保険を適用させる際に所定労働時間を延長させる場合）に事業主に対して助成します。

週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額
4時間以上	—	30万円 ※大企業の場合は3/4の助成額
3時間以上 4時間未満	5%以上	
2時間以上 3時間未満	10%以上	
1時間以上 2時間未満	15%以上	

(3) 併用メニュー

1年目に（1）の取組による助成を受けた後、2年目に（2）の取組による助成を受けることが可能。

※令和5年10月1日から令和8年3月31日までの間に新たに社会保険の適用となった労働者が対象です。

※令和6年1月31日までに取組を開始する場合、キャリアアップ計画書は令和6年1月31日までに管轄労働局に提出してください。

キャリアアップ助成金については、石川労働局またはハローワークへお問い合わせください。

「年収の壁突破・総合相談窓口」にもご相談いただけます。

電話：0120-030-045（平日 8：30～18：15）

※詳細は厚生労働省ホームページでご確認ください。

令和7年3月大学等卒業予定者を対象とした求人受理を2月1日から開始します！

ハローワークでの大学・短大・高等専門学校・専修学校の令和6年度卒業・修了（令和7年3月）予定者を対象とする求人の取扱いは、就職・採用活動のスケジュールを踏まえ、次のとおりになります。

ハローワークにおける求人の取扱い

- ・求人の受理 2月1日以降
- ・求人の公開 4月1日以降
- ・大学等卒業予定者に対する職業紹介 6月1日以降

ご不明点はハローワーク白山まで お問い合わせ TEL 076-275-4131

今こそ!!

健康経営

令和6年能登半島地震が発生し、多くの方々が被災されました。企業の皆様は急いで従業員やその家族の安否確認および被災状況の把握に努めたことと思います。大切な人や家屋に被害が及んだなど被災状況によって従業員一人一人の心理的ショックの程度は様々であり、それぞれに応じたところのケアが求められます。今こそ専門家と共に従業員の被災状況に合わせた災害後のところケアに取り組みませんか？

- 取組事項： ①トップメッセージの掲示
②従業員個々のところのケア必要度の把握
③必要度に応じたところのケアの実施



アクション①【トップメッセージの掲示】

・内容：まずは企業のトップが震災後の従業員のところのケアに取り組むことを伝えるメッセージ（声明文）を掲示します。これにより社内外の人々へ健康経営の一環として、震災後より一層従業員の健康を支援していくことが伝わります。

トップメッセージ（例文）

〇〇会社〇〇は、令和6年能登半島地震に伴う震災後のところのケアに取り組むことを約束します。震災の影響をあまり受けなかった方でも新聞・テレビなどのニュースに接することがストレスになることがあります。震災後のところのケアは、従業員の健康と生産性に直接影響を与える重要な課題です。災害に遭ったとき、ご自身の中に変化が起こるのは、ごくごく自然なことです。自分だけは大丈夫と過信しないよう、また、無理を重ねないよう、社内外の相談窓口を活用して下さい。

〇〇会社 代表取締役〇〇〇〇

アクション②【従業員個々のところのケア必要度の把握】

・内容：『職場における災害時のところのケアマニュアル』をもとに従業員全員へところのケア必要度チェックを行い、高リスク・中リスク・低リスクに分類します。また、データの分析結果から従業員への個別の配慮だけでなく部署として求められる取り組みや留意点についても考察します。

・参考文献：独立行政法人労働者健康福祉機構『職場における災害時のところのケアマニュアル』



アクション③【必要度に応じたところのケア】

・内容：ところのケアは押しつけになっては効果がありません。従業員のところのケア必要度チェックの結果や普段はしないミスをするなどの情報をもとに、従業員個々に応じたところのケアを行います。社内の相談窓口だけで抱え込まずに専門家へつなぎ、連携しながら従業員を支援していきます。

白山商工会議所メンタルヘルス無料相談（要予約 ☎076-276-3811）まで、ご連絡ください。対面またはZOOMでの相談に応じます。まずはご都合の良い日時をお伝え下さい。守秘義務厳守いたします。外部に一切開示しませんのでご安心下さい。もちろん無料です。

* 詳細な説明やアドバイス等をご希望の場合は、白山商工会議所TEL276-3811までご連絡ください。

文責：宮森弘美氏 白山商工会議所健康経営推進アドバイザー

商工会議所早期景気観測

LOBO 調査

今回の調査ポイント

業況DIは、人手不足や物価高等で力強さ欠き、悪化。先行きは、国内需要の停滞懸念とコスト増で厳しい見方

調査期間：2023年1月16日～22日
調査対象：全国326商工会議所の会員2,451企業

全国の状況

全産業合計の業況DIは、▲11.4(前月比▲3.0ポイント)。小売業は、5類移行後初めての年始を迎え、初売り等の特需がけん引し、改善した。一方、サービス業は、新年会需要は堅調なもの、深刻な人手不足で需要に対応が追いつかず、悪化した。また、卸売業は、買い控えによる日用品・飲食品関係の引き合い低迷で悪化し、製造業は、飲食品関係の受注減や、自動車関係の一部生産停滞で悪化した。建設業も住宅関係の民間工事を中心に弱含んでいる。物価高や賃上げによるコスト増、深刻な人手不足、価格転嫁対応など、長期化している経営課題は多い。加えて、元日に発生した能登半島地震による物流やサプライチェーンへの影響も重なり、中小企業の業況は悪化となった。

北陸信越の業況動向

北陸信越は、悪化(前月比▲14.3ポイントの大幅な悪化)。小売業では、能登半島地震の影響を受け、高付加価値商品を取り扱う百貨店をはじめとする幅広い事業者において、売上・採算が悪化した。金沢の事業者からは、地震発生後から年配層の顧客を中心に外出控えの傾向がある、という声も聞かれた。サービス業でも、地震発生に伴う観光客の減少により、飲食店や宿泊業を中心に売上・採算が悪化した。

- 年末以降、一部原材料の調達が困難な状況である。2024年問題への対応としては、昨夏から新たに貨物鉄道輸送を導入した(特殊産業用機械製造業)
- 電気代や運送費などのコスト増加に対し、価格転嫁ができておらず、収益が圧迫されている。また、物価高の影響から消費者の購買意欲が引き続き低調であることに加えて、能登半島地震の発生後からは年配層の顧客を中心に外出控えの傾向にある(百貨店)
- 能登半島地震の影響で足元では予約のキャンセルが大量に発生した。今後は被災地応援の機運醸成により、巻き返しを図りたい(旅行業)

景気天気図

	前年同月比		先行見通し	
	全国	北陸信越	全国	北陸信越
全業種	▲11.4	▲23.6	▲13.8	▲27.1
建設業	▲12.3	▲29.6	▲15.5	▲25.9
製造業	▲13.4	▲14.3	▲13.8	▲20.0
卸売業	▲10.4	▲43.8	▲18.6	▲31.3
小売業	▲16.2	▲45.8	▲14.7	▲50.0
サービス業	▲5.2	▲7.1	▲9.7	▲19.0

DI=(増加・好転などの回答割合)-(減少・悪化などの回答割合)

今月の調査結果の詳細、トピックス等が見られます。サイトをチェック!



業種別の動向

前月と比べたDI値の動き 改善 ほぼ横ばい 悪化

- 建設業** 住宅関係を中心に民間工事の受注不振が続く中、資材価格の高止まりによるコスト増も重荷となり、悪化。技術者を中心に深刻な人手不足にあり、4月からの動き方改革関連法の施行に向けた対応に苦慮する声も聞かれた。
- 製造業** 電気代や円安基調による輸入部材の高騰でコスト増が続く中、好調であった自動車関係の一部生産停滞や消費者の買い控えに伴う飲食品関係の受注減で、悪化。能登半島地震によるサプライチェーン停滞の影響を訴える声も聞かれた。
- 卸売業** 包装資材や輸送費の高騰でコスト増が継続する中、消費者の買い控えによる日用品・飲食品関係の引き合い減少や、一部自動車関係のサプライチェーン停滞による企業間取引の減少で、悪化。
- 小売業** 消費者の買い控えは長期化しており、専門小売店や商店街では売上低下が継続しているものの、初売りの特需で売上が好調な百貨店がけん引し、改善。賃上げ原資確保に向け、労務費・電気代等の価格転嫁を課題とする声も聞かれた。
- サービス業** 新年会需要やインバウンド需要の回復により飲食業を中心に客足は堅調なもの、電気代や人件費の高騰によるコスト増に加え、深刻な人手不足で需要に対応が追いつかず、悪化。

白山商工会議所取扱融資状況

令和6年1月末現在
業種欄：上段：当月分、下段：今年度累計 (単位：千円)

制度名	業種		製造業		建設業		卸・小売業		サービス業		合計	
日本政策金融公庫 経営改善貸付	0	0	1	10,000	0	0	1	1,500	2	11,500	2	11,500
	2	7,750	9	61,140	1	5,500	6	39,700	18	114,090		
県追認小口融資	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
県経営安定支援融資	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2	16,000	0	0	0	0	0	0	2	16,000		
県事業転換支援融資	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
県地域商工業活性化融資	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2	45,000	2	17,700	0	0	4	38,330	8	101,030		
県小口零細融資	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1	5,000	3	10,500	1	5,000	3	16,400	8	36,900		
県創業者支援融資	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
県経営力強化保証	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
市中小企業 経営安定融資	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
市中小企業 特別支援融資	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
市店舗近代化 資金融資	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
県新型コロナウイルス感染症 特別融資	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
合計	0	0	1	10,000	0	0	1	1,500	2	11,500	7	73,750
	7	73,750	14	89,340	2	10,500	13	94,430	36	268,020		

会議所の動き(2月20日～3月31日)

2月	3月
20日(火) 金融なんでも相談	1日(金) 製造業部会 役員新年会
22日(木) 青年部正副会長会議	2日(土) はくさん創業応援塾(1日目)
25日(日) 第166回日商簿記検定試験	3日(日) はくさん創業応援塾(2日目)
26日(月) 金融審査委員会	5日(火) 青年部理事会
27日(火) 青年部例会	7日(木) 決算申告指導
28日(水) 決算申告指導	11日(月) 正副会頭会議
29日(木) 令和5年度 第4回総務委員会	令和5年度 第4回常議員会
	12日(火) 決算申告指導
	13日(水) メンタル強化塾
	15日(金) 金融審査委員会
	19日(火) 金融なんでも相談
	建設不動産部会・建設産業部会合同研修会
	27日(水) 金融審査委員会
	29日(金) 令和5年度 第2回通常議員総会

セミナー等開催のご案内 ※詳細は同封案内チラシをご参照ください。

決算申告指導

- 日 程 2月28日(水) 3月7日(木)
3月12日(火)
- 時 間 午前10時～正午/午後1時～4時
- 場 所 白山商工会議所3階研修室
- 講 師 松浦 幸夫 氏 (税理士)
- ※申告相談はお電話での予約制となります。
- ※相談時間は1時間程度でお願いします。

メンタル強化塾

- 日 時 3月13日(水) 午後2時～4時
- 場 所 白山商工会議所3階研修室
- 講 師 酒井 とし夫 氏
- 受講料 会員：無料/非会員：5,000円
- 定 員 30名(先着順)
- 内 容 夢や目標の実現を可能にする心理的スキルの向上について解説いたします。

新入社員教育講座

- 日 時 4月3日(水) 午前9時～午後5時
- 場 所 白山商工会議所3階研修室
- 講 師 大黒 柚依 氏 (K & T音楽塾 代表)
能登 健太朗 氏 (能登印刷株 代表取締役)
植村 まゆみ 氏 (情報流通経済研究所 企画部長)
吉野 ゆかり 氏 (オフィスBeing well 主宰)

はくさん創業応援塾

- 日 時 3月2日(土)、3日(日)
両日ともに午前10時～午後4時
- 場 所 白山商工会議所3階研修室
- 講 師 谷口 智彦 氏 (中小企業診断士)
高稲 俊輔 氏 (税理士・中小企業診断士)
奥田 雅巳 氏 (社会保険労務士)
荒木 泰之 氏 (中小企業診断士)
- 受講料 無料
- 定 員 20名(先着順)
- 内 容 これから事業を始める方の心構えや事業計画の立て方、経営の基本や各種手続きから、融資制度・補助金の紹介など創業に役立つ情報を集中講義いたします。
中長期間に渡り事業を行っている方で、改めて経営を学びたい方も対象となっておりますので、是非ご参加ください。
- 協 力 (一社) 石川県中小企業診断士会

- 受講料 会員：2,000円/非会員：5,000円
- 定 員 30名(先着順)
- 内 容 実践的な研修・ロールプレイを行いながら社会人としての心構えや仕事への向き合い方、各種ビジネスマナーについて解説いたします。

各種無料個別相談会一覧表

今月の個別相談	開催期日	相談員	備 考
金融なんでも相談	3月19日(火) 10:00～12:00	日本政策金融公庫 担当者	3月18日(月) 16時までに要予約
メンタルヘルス 個別相談	毎週月曜日 10:00～16:00	白山商工会議所健康経営推進アドバイザー 宮森 弘美 氏	要予約
法律相談	随 時	弁護士	要予約 申込後に相談員との日程調整を行います。ご希望に沿った日程で調整しますので、お早めに申込みください。
事業承継相談	随 時	税理士	
SDGs 個別相談	随 時	中小企業基盤整備機構北陸本部 担当者	

※相談は無料です。

令和6年能登半島地震義援金へのご協力について (お願い)

1月1日に発生しました令和6年能登半島地震により、被災地は甚大な被害に見舞われ、今なお余震が続き、身の安全確保や生活の維持に追われております。

こうした状況を踏まえ、被害が小さかった金沢、小松、加賀、白山の4商工会議所が協力し、七尾、輪島、珠洲の3商工会議所管内の一日も早い復旧・復興のため、被災事業者の事業再開、被災商工会議所の再建、観光回復等に係る事業に活用する義援金を募集することといたしました。

本義援金の趣旨をご理解の上、無理のない範囲でご協力を賜りますようお願い申し上げます。

募金額 1万円/1口 以上
振込先 北國銀行松任支店 普通預金 No.110530
口座名 白山商工会議所 令和6年能登半島地震災害義援金

※振込手数料は、御社にてご負担いただきますようお願いいたします。
なお、北國銀行本支店間は、窓口、ATM、インターネットバンキング(北國銀行口座からに限る)での振込手数料は無料となります。

振込期限 3月19日(火)

※義援金は、石川県商工会議所連合会で取りまとめ、被災地の3商工会議所(七尾・輪島・珠洲)へ送金させていただきます。

〈お問合せ先〉総務課 TEL: 076-276-3811

白山市(松任エリア)の被災状況

白山商工会議所では、1月1日の「令和6年能登半島地震」発生に際し、1月4日に「特別相談窓口」を開設するとともに、当商工会議所が把握している松任エリア管内における全事業所2,926社に対し、被害状況に関するアンケート調査を実施しました。

結果、松任エリア管内においては、全壊・半壊といった甚大な建物被害は無いものの、「壁に亀裂が入った」、「天井パネルが落下した」、「窓ガラスが割れた」等の報告が46件、機械設備の破損10件、製品・商品の破損等、合計79件の被害報告がありました。

被災された事業所の皆様に心からお見舞いを申し上げますとともに、今後は、商工会議所の「ホームページ」や「会報」等で、被災事業所に対する各種支援施策情報の周知に努めてまいります。

被災事業所件数：79社

主な被害内容	被災事業所件数	
	会 員	会員以外
建物被害(破損)	46件	32件
機械設備等破損	10件	9件
商品・原材料等破損	8件	2件
キャンセルの発生	7件	3件
その他(一時営業停止等)	8件	4件
合 計	79件	50件

(集計数値は、令和6年2月9日現在)

会員紹介 コーナー

ムロノ電気

【空調設備設置は当社にお任せ下さい！】

当社は主に空調設備の設置工事を行っております。
 一般住宅での設置・施工を中心に引越しや新旧エアコン
 交換、レイアウト変更など様々なシーンでのご要望にお応
 えいたします。

豊富な経験実績により、空調のプロが責任を持って安心・
 安全・丁寧に施工いたします。

個人さま・法人さま問わず、お見積り・ご相談などお気軽
 にご相談ください。



～協力企業募集中！～

現在、当社では6月～8月の繁忙期にかけて協力
 企業を募集しております。

法人さま、個人事業主さまの形態は問いません。
 こちらもお気軽にご相談ください。

お問合せ：090-2127-7043

代表 室野 等
 住所 白山市米光町58

業種 電気工事業
 TEL 076-275-4268

会員紹介コーナー・今月のあさがおさんは、会員であればどなたでも無料で掲載（1回限り）できます。ご希望の方は、事務局へご連絡下さい。

今月の あさがおさん vol.112



あさひ さおり
 朝日 沙織さん

勤務先：石川トナミ運輸（株）

お仕事：事務

趣味：図書館めぐり

ひと言：運送会社で総務事務を担当しています。

健康保険や雇用保険、年金等、安心して働く

為に必要不可欠ですので、これからも従業員

により添える様、尽力いたします。

シャッター 地域実績
 No.1! 安全!
 迅速! 安心!



NS maintenance ナカムラシャッターメンテナンス
 TEL 274-4724 FAX 274-4353

白山商工会議所メールサービス への登録はお済ですか？

事業に役立つ情報をタイムリーにお届けしております。是非ご登録ください。

e-mailを入力するだけで
 登録出来ます！

<https://hakusancci.or.jp/mail/>

